

公 告

向日市まちづくり条例第15条の規定により、テーマ型まちづくり協議会として認定したので公告します。

平成23年 7月25日

向日市長 久 嶋 務

1 申請者

住所 向日市寺戸町中ノ段16-7
氏名 会長 大塚 正洋

2 協議会の名称

向日ゲートタウンまちづくり協議会

3 協議会の設置目的及びテーマ内容

J R向日町駅から阪急東向日駅の間は、古くから西国街道として、多くの人が行き交うメインストリートになっているが、現在、北部新市街地の開発等により、この沿道を取り巻く状況が変化している。

今後、この沿道周辺に、北部新市街地の商業・産業の集積効果を取り込むなど、社会状況の変化に対応しながら、地域の活性化を図っていく必要がある。

本会は、この沿道周辺において活動する市民、事業者等が連携して、望ましい商業集積のあり方を研究し、実行することにより、沿道の賑わい創出や地域に密着した商業振興を図るとともに、向日市の玄関にふさわしいまちづくりと地域の活性化に寄与することを目的とする。

4 協議会の活動地区

向日市寺戸町渋川、西田中瀬、東田中瀬、山縄手、久々相、小佃、初田、梅ノ木等の一部